

○小郡市庁舎建設審議会条例

令和7年9月19日

条例第29号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の諮問機関として小郡市庁舎建設審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 庁舎建設の基本方針に関すること。
- (2) その他庁舎建設に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内の公共的団体から推薦された者
- (3) 公募により選ばれた市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める諮問に係る事務が終了するまでの期間とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは委員の職を失う。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなくなったとき、又は委員の適格性を欠くに至ったときは、当該委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長がこれを招集する。ただし、会長及び副会長が不在のときは、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を司会する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(出席の要求)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができます。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、経営政策部において行う。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。